

会 議 名 (審議会等名)	平成26年度 第2回 川西市青少年問題協議会		
事 務 局 (担 当 課)	こども家庭部こども家庭室 こども・若者政策課 内線(3442)		
開 催 日 時	平成27年 1月26日(月) 午後2時~3時30分		
開 催 場 所	市役所 2階 202会議室		
出席者	委 員	山本耕平 岡 留美 熊田早苗 中田鞆子 中西博 中井成郷 澁野敏彦 高木佳子 安芸宏美 小林勝美 田村嘉規 丸山浩志 吉田涼香	
	事務局	こども家庭部長 中塚一司 こども家庭室長 山元昇 こども・若者政策課長 井口俊也 主査 鳥越永都子 主任 久下泰史 主事 中村陵 青少年センター所長 辻俊博 教育情報センター所長 杉村浩	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 会長挨拶 2. 協議事項 (1) 子ども・若者支援地域協議会の設置及び運営について 3. 報告事項 (1) 平成26年度「青少年ふれあいデー」について (2) 平成26年度「青少年の表彰」について 4. その他 各団体より報告 5. 閉会		
会 議 結 果	2. 協議事項 「子ども・若者支援地域協議会の設置及び運営」の案に異議なし		

審 議 経 過

1. 開会 (1 4 : 0 0)

(事務局)

皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今より、平成26年度第2回目の「川西市青少年問題協議会」を開催させていただきます。

本日は、公私何かとお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事進行までの間の司会を務めさせていただきます、こども家庭室長の山元でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。「会議次第一式」「資料が1、2、2-1、3」となっております。いかがでしょうか。

続きまして「委員」から、ご欠席の届けをいただいておりますので、ご報告させていただきます。

大堀副会長、池添委員、矢野委員が欠席の知らせを聞いております。その他に、まだ一部の委員さんがお見えではありませんが、ご欠席のご連絡はいただいておりますので、まもなくお越しになるものと思っております。

それでは、続きまして、本審議会では、会議録の作成を迅速また正確に行うため、審議の状況を録音させていただきます。ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議いただく前に、本協議会会長の山本会長から、ご挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長あいさつ】

(事務局)

ありがとうございました。それでは、審議に移らせていただきますが、これからの議事進行につきましては、青少年問題協議会会長の山本先生にお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

審議に入らせていただきます前に、16時までを予定しております。また、ここで、問題協議会の委員の皆様には、お一人お一人のご紹介及び事務局の紹介をさせていただくところではございますが、時間の都合上、割愛させていただき、本日お配りさせていただいております座席表にて、ご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、議題(1)「子ども・若者地域支援協議会の設置及び運営」について、事務局から説明をお願いします

2. 協議事項

協議事項(1) 子ども・若者支援地域協議会の設置及び運営について

(事務局)

まず、平成22年に国の方で策定されました「子ども・若者育成支援推進法」に基づきまして、川西市では、平成25年の3月に「川西市子ども・若者育成支援計画～元気な若者川西プラン～」を策定しました。また平成25年度、26年度の2年間、内閣府のモデル事業である「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」に参加し協議会の立ち上げなどに取り組みました。その取り組みについて詳しく説明させて

いただきます。

まず資料1の「ユースアドバイザー定例会」について説明させていただきます。これは内閣府のモデル事業に位置づけられております事業の1つで、「実務者の顔の見える関係づくり」を構築することや、地域協議会の設置に向けて必要な要綱や、マニュアル等の協議等を中心に行う会議です。また、昨年8月に、本市においても「川西市子ども・若者総合相談窓口」を設置することができました。そこからあがってくる難しいケースについて、協議会の立ち上げ後は、個別のケース検討会議を行っていくことでもありますので、個人情報保護の観点も含めたルール作りも、この定例会議の中で協議をしました。

定例会議のメンバーですが、「教育」の分野では、市の教育委員会の生徒指導支援課や教育情報センター、青少年センターが、「保健・福祉」の分野では、兵庫県の伊丹健康福祉事務所や川西市社会福祉協議会、市健康福祉部の健康づくり室、生活支援課、障害福祉課が構成員となっております。また、「支援団体」としましては、特定非営利活動法人こうべユースネット、認定NPO法人宝塚NPOセンターにも参画していただきました。「雇用・就労」の分野では、市の産業振興課、「児童福祉」の分野では、市の子育て家庭支援課が構成員となっております。

定例会議は、本年度4回開催しました。1回目は、5月30日に行い、「子ども・若者支援施策の進め方」を事務局より報告をした後に、子ども・若者支援地域協議会設置へ向けて課題として何があるかを定例会議の構成員と共に協議しました。その中で出た課題は、「居場所づくり」や「支援地域協議会の組織体制の在り方」、「総合相談窓口の設置に向けてのPR方法」などがあがりました。その他として、中学校卒業後の生徒の進路の把握の仕方や通信制高校等に通う生徒の情報、中学校卒業後の進路情報の無い生徒に対する対応が課題としてあがりました。2回目は、7月30日に開催し、報告事項として、8月から始まる「総合相談窓口の在り方・対応」について、協議事項として、総合相談窓口のPRをするためのチラシの効果的な配布方法を協議しました。また、子ども・若者総合相談窓口のマニュアル案についても協議しました。3回目は、9月30日に開催をし、報告事項として、8月・9月の総合相談窓口の実施状況・相談内容について、協議事項として、「居場所づくり」について、「川西市は、どういう居場所が必要か」について、内閣府の所管職員や本市のスーパーバイザーの田中俊英様にも参加していただき、居場所についての専門的な知識をご教示いただきました。最後に、4回目は、1月23日に開催し、報告事項として、10月以降の相談窓口の実施状況・相談内容について、協議事項として「子ども・若者支援地域協議会の要綱案」について協議しました。また、来年度からの子ども・若者支援地域協議会の運営についても協議しました。

続いて、平成26年度のユースアドバイザー養成講習会について説明させていただきます。こちらも定例会議と同様、内閣府のモデル事業の1つで、行政機関や民間団体の専門家・有識者の方をご講師にお招きし、継続的な子ども・若者支援の実施や、子ども・若者の支援に関わる人材の育成に努めるための講演会です。本年度は、5回開催しております。1回目は、6月24日に「家族支援の在り方」ということをテーマに、一般社団法人officeドーナツトーク代表の田中俊英様を講師にお招きし、「家族支援の在り方、スモールステップの重要性」について、多くの課題を抱える若者と関わって来られた経験からご講演をいただきました。2・3回目は、夏休みの期間に実施しました。教育情報センターと連携して、市内の教職員研修とタイアップし、多数の小・中学校の教諭の皆さんにも参加していただきました。2回目は「不登校・ひきこもりからの脱却」をテーマに、全国webカウンセリング協会の安川雅史様を講師にお招きし、

具体的な場面を例に挙げていただきながら、不登校・ひきこもり支援の在り方・進め方を教えていただきました。3回目は、8月19日に「スマホ世代の子供たちへ」をテーマに、兵庫県立大学の竹内和雄教授を講師にお招きし、ガラパゴス携帯とスマートフォンの違い、ラインやツイッター等の現状とトラブルの事例について具体的にご講演いただきました。4回目は、10月3日に「ひきこもりから就労へ」をテーマに、大阪市若者自立支援事業コネクションズ大阪代表の高崎大介様をお招きしました。長年若者支援をされてきた中で培われたたくさんのノウハウを元に、保護者の相談や、支援が必要な若者への手紙の書き方やアプローチの仕方、実際に訪問し接触することなど、さまざまな家庭に応じた支援の実例を紹介していただきました。最後の5回目は、「子ども・若者支援フォーラム」として12月13日に開催しました。2部構成で開催し、第1部は、「希望のチカラ」をテーマに、東京大学の玄田有史教授を講師にお招きし、地域が若者を支えていく必要性や、若者自身が希望を持ち続けていくということの大切さについて講演いただきました。第2部は「今、川西の若者に必要な支援とは」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。本協議会の山本会長にもコーディネーターをお願いし、パネリストには、一般社団法人 office ドーナツトーク代表の田中俊英様や市内の代表としまして定時制高校教諭、また実際に不登校を経験された方をお招きして行いました。

(会長)

ありがとうございます。また後でご質問があればまとめてご質問いただいても結構ですし、今ご質問ございましたら、どうぞ。無いようですので、引き続き、事務局から川西市の子ども・若者支援地域協議会の組織構成及び運営についてご説明をお願いします。

(事務局)

資料1の続きで、川西子ども・若者支援地域協議会構成委員(案)をご覧くださいませでしょうか。こちらは、(案)となっておりますが、本日ご説明させていただきご理解いただければ、この構成委員で支援地域協議会を設置していこうと考えております。

それでは、概要図をご覧ください。こちらは、川西市子ども・若者支援地域協議会の支援の流れを表した図です。調整機関は、こども・若者政策課が担当し、総合相談窓口から出てきました困難な事例に関して、支援に関わりがあると考えられる支援地域協議会の構成委員の方にお声掛けをし、お集まりいただき、協議をしていただきます。その中で、それぞれの事例に合った解決の方向を模索し、最終的には相談者を就労あるいは就学していただけるように支援していきます。また、この支援協議会は、3つの会議形体を柱に構成しています。年に1回構成委員の代表の方とご協議する「代表者会議」や、実務を担当されている方が定期的に集まり「顔の見える関係づくり」を行う「実務者会議」、困難な事例を、関係機関の担当者と共に検討する「ケース検討会議」という3つの会議をもって対応していきます。

続けて子ども・若者総合相談窓口について、まず今までの業務実績についてご報告させていただきます。この相談窓口は子ども・若者が社会生活を円滑に営むことを支援するため、子ども・若者に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として設置しています。運営の方は川西市内の若者キャリアサポート川西や、兵庫県内で4か所の若者サポートステーションを運営し、若者支援の実績を持っている特定非営利活動法人こうべユースネットに委託しております。原則として、川西市内に在住する概ね15歳から39歳までの方、または、その家族を対象としています。相談の申込み

への対応につきましては、こども・若者政策課内に専用電話番号を設置して、神戸市にあるこうベユースネットの事務所に転送して行っております。アステ市民プラザの相談室におきまして、月に1回、1日4組の相談を受ける体制で8月1日にスタートしました。相談実施日は8月以降の第4木曜日で、8月から1月までの相談は終わっておりますが、8月から12月までは4枠中3枠、1月は4枠中2枠の相談を受け付けました。ただ、電話相談といたしましても、中学生の保護者の方からの電話も多く寄せられているようで、その場合は教育委員会の相談窓口を紹介したりしております。また、相談申込みを受付しましても、今までに当日2,3枠のキャンセルも出ております。電話をかけてこられるのも、相談に来られる方の保護者の方が多いのですが、当事者である若者が直接相談に来られた事例も4件あります。保護者相談ではひきこもり歴が10年以上や明らかに精神的疾患を抱えていると思われる事例、症状が重い相談が多いことが現状です。

対応といたしましては、医療機関の受診をおすすめしたり、伊丹の健康福祉事務所を紹介させていただいたり、就労に近いと思われる方の場合は、サポートステーションやキャリアサポート川西のチラシなどをお渡したりしております。継続した相談を望まれている保護者の方も多くいらっしゃるので、相談窓口の空き状況に応じて対応しています。本人が来られる場合は、ご自身の症状を把握されたうえで来られる方が多く、「ボランティア活動がしたい」や「自分の話を聞いて欲しい」など、はっきりとした目的を持ってこられている方が多いです。

来年度以降ですが、月に何回実施するか、今の所は未定ですが、相談窓口は引き続き開設しますので、より適切な支援が出来るように、今後は支援地域協議会と連携した対応ができるように実施していきたいと考えております。

(会長)

今ご説明いただいたところで、質問があればまず質問して、それから議論という方法に持っていきたいのですが、ちょっと私の方から質問させて下さい。こうベユースネットに委託しているため、こうベユースネットに相談電話が転送され、電話の内容をこうベユースネットでふるい分けをしている。そのふるい分けた相談結果に関しては、事務局に連絡があるのですか。

(事務局)

はい。ございます。

(会長)

つまり、市の方とこうベユースネットとが協議しながら、相談のふるい分けは進められているということですね。

(事務局)

はい。相談が月1回ということもあり、報告が後日になる場合もありますが、報告は受けております。

(会長)

要するに、相談の電話を転送している委託業者のこうベユースネットさんだけが、電話での相談内容を聞いていて、事務局には、電話での相談内容が伝わっていないということではなく、電話相談の内容から、事務局と相談委託業者とが、一緒に協議しているのですね。わかりました。

今いくつかご説明頂いたのですが、この図を皆さん見てください。この図は、内閣府で、子ども・若者

支援地域協議会についての議論を行った時に提示してきた図です。子ども・若者の生活要求が、非常に多様化し、地域の中でいろいろな要求が出てくる中で、その要求に応えるためにあらゆる機関・専門職が関わっていく必要があるだろうということで地域でのネットワークを組んで仕事をしていく必要があると内閣府が考えました。それを川西版にしたものが、この図と考えて下さい。

その体制を川西市でどう作っていくのか。また、川西市では若者支援を行うNPOが今のところない中で、どの様に地域ぐるみで体制を作っていくべきなのか、今後川西市で議論しなければならないことです。是非皆さまからもご意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構です。

(委員)

総合相談窓口は、電話をかけて予約するのですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

その電話番号を皆さんに知らせているのですか。

(事務局)

8月の総合相談窓口の開設時には、市の広報にも大きく載せています。また毎月の相談窓口一覧にも掲載しています。また、チラシは本協議会の委員の所属されている団体をはじめ、関係所管に多数配布しております。

(委員)

保護司を長いことしておりまして、地域から「誰にも、(ニートやひきこもりに関する)相談をする所がなかった」というのを聞きました。難しい雰囲気での相談をするのではなく、ホッとするような相談場所があったらよかったですのではと聞いていて思いました。地域で、アットホームな感じの相談場所があったらいいなと思いましたので、この施策をすすめて下さい。

(会長)

今の委員の発表の中で、「気楽に相談できる場があると良いな」と言われました。とても大切な事ですね。

(委員)

先ほどご説明いただいたことで、仕組みが分からないので、教えていただきたいと思います。支援計画の中に、子どもの総合相談窓口が出来ると書いてありますが、基本的に総合相談窓口の事務局は、こども・若者政策課になるのですか。

(事務局)

こども・若者政策課が事務局です。実際の相談場所は、今はアステの市民プラザの相談室を使わせていただいております。

(委員)

電話相談というのは、どのようなことがされているのですか。

(事務局)

電話相談と言いますか、電話は基本的には、相談日の予約をしていただく電話ということで考えており

ます。

(委員)

その電話は、相談をする電話ですか。予約を取る電話ですか。

(事務局)

予約を取る電話です。ただ、予約の電話から、市の窓口、市の職員が対応をするのはやめた方が良くというNPOの判断で、相談日の予約電話から全て転送しております。電話取られるのは、NPOの臨床心理師などの専門の方をお願いしておりますし、こうベユースネットには、川西市の専用電話を設置していただき対応していただいております。

(委員)

その予約の電話対応の時間設定としては、どういう時間設定ですか。

(事務局)

基本的には平日ですが、月曜日から金曜日の9時半から正午、それと1時から5時の時間でさせていただいております。

(委員)

月1回の4枠の内の3枠ずつ8月から続いているのですか。

(事務局)

実績としては、先ほどご説明したとおり8月から12月は、3枠ずつ入っており、12月は2枠相談が入りました。ただ、当日欠席や来られなかった方も、今までに2・3枠あります。

(委員)

チラシは、大体どのようなところに設置されていますか。

(事務局)

市の公共施設や、民生委員児童委員や保護司の皆さんにも、全員の方にお配りしました。地域に、より密着しておられる方に、まずはお配りし、その方から、担当される地区で、困っておられる方がおられるようであればポスティングをしていただくようなかたちを、本年度はとっております。

(会長)

今ご意見いただいたのは、「窓口の在り方の問題」ですね。相談窓口にどのようにして結び付けていくのかという問題点ですね。私も「窓口をより充実させていくためには、どうしていけば良いか」についてよく考えます。私が関わっている滋賀県の高島市では、相談窓口常に相談員がいます。だから、相談しやすいことから、件数はうなぎのぼりです。また相談窓口、臨床心理士を雇ったり、元教員を協力員に招いたりされています。そのため、「どのように支援したらいいか」というような支援をしている人からの相談も増えてきています。当事者は、なかなか相談に来ることは少ないのですが、いろいろな関係者の相談も受けるようにすることで、窓口の認知や充実を図っています。そういう意味で、窓口をどう充実させていくのかというのは、どこの市においても、これからの大きな課題だと思います。

(委員)

中学生とか小学生も含めて、学校へ就学されている方については、学校の支援が、まず第一にありますので、真っ先にそこへ相談に行くのだと思いますが、卒業後どこにも所属していない生徒が、どうしたら

いいのだろうかという事で、本人も家族も手をこまねいて困ったなという状況でひきこもりになってしまっているのを聞いたことがあります。近所の人に相談すると、また個人の情報が、いろいろなところに出回る上、地域の人に話しにくいこともあるので、中学校を卒業してからの青少年について、このような窓口があるのは、非常にありがたいと思います。

(会長)

まさにそうですね。それが「子ども・若者育成支援推進法」ができた1つの目的で、中学校を卒業したあとにどこにも行くところのない、所属の無い若者たちが、あまりにも増えています。そのためにも、ニートとかひきこもりを対象とする窓口が必要ということですね。ありがとうございます。他に何かございませんか。

(委員)

情報の入り口は分りました。そこで相談とか支援しなければならないことも分かりました。困難な問題に対して、この地域支援協議会のどの構成委員にお願いするかという判断は、どのように今後するのですか。その辺の仕組みを教えてください。

(事務局)

「どの分野のどこが必要なのか。」「医療的な支援がいるのか」、あるいは「教育の支援がいるのか」など、支援に関わる要素が、どの分野にあるのかを、まず調整機関と相談窓口の相談員などで検討し、その後、検討した中で必要と考えた関係機関の委員の方にお聞きし、ご理解を得られたならば、集まっていたきケースの検討会議を開いていきます。そのケース検討を繰り返し行う中で、その対象となる若者の抱えている困難によりそえる支援を、関係者総意のもと導いていきたいと考えております。

(会長)

そこは、デリケートな問題です。だから、関係者が一体となって協議することが必要になってきます。

(委員)

うちの卒業生で、もう二十歳くらいになる子なのですが、中学校時代も不登校で、なおかつ卒業したあともひきこもり状況の若者がいまして、中学校時代にお世話になった生徒指導担当の先生に会いたいと、この前学校に保護者が来られました。学校としても、何度かお話を聞いて対応はしました。その保護者は「ひきこもっている状況を何とかしてほしいし、どこかに相談したい」と学校に今も言われています。例えば、私がこちらの相談窓口を紹介させてもらっても、現状では月に1回の相談ということで、仮に困難な事例としてケース会議にかけていただいても、どう継続的に支援されていくのか、解決するまでにどのくらい長い時間がかかるのか課題が多くあります。継続的に相談していける場が無いと、月1回程度では非常にその子達の支援は難しいと思います。

(事務局)

そうですね。就労に近いところまで回復されていれば、就労の支援に繋がりますが、そこまで至っていない場合は、今後若者の居場所のような環境が必要になってくると思います。

(委員)

その居場所に関しては、まだ具体的な計画はないわけですね。

(事務局)

いや、作っていきたいと考え、将来的には平成30年に中央北地区の中で市の複合施設を造ろうと計画

しています。ただ、まだ先の話になりますので、それまでの間、困難な若者が気軽に集えて、料理などができるような居場所に相当するような支援ができたかと考えています。

(会長)

僕はいくつか居場所支援をしています。居場所に出てくるのは、大体ひと月に1回とか二か月に1回程度ですよ。1週間に1回は居場所に出てくるようになったら、もう次のステップに進めます。また次の就労の段階においても、いくつかのステップがあり、細やかな支援を考えていく必要がある。例えば、「福祉的就労」がありまして、それは、本人がすることが難しい活動を補助してもらいながら働くことです。「中間就労」というふうな就労もあります。僕が今和歌山で行っている支援は、100年の古民家を提供していただいて、そこで「はじめ」という喫茶をやっています。そこでは、ひきこもりの子たちがシェフに教えてもらいながら、イタリアンシェフになろうとしています。そうなるためにはかなりの時間が必要です。ただ、「継続的にどう支援していくのか」や「系統的にどんな支援のシステムを作っていくのか」が非常に大切だと思います。まだ、川西市は着手し始めたところなので、これからですね。これからどういったシステムを作っていくのが大切ですか。

(委員)

もう一点良いですか。さっき中学生の相談があったということですが、それは中学3年生からの相談ですか。

(事務局)

いえ、中学1年生、2年生の保護者からが多いと報告を聞いております。8月からですと、6、7件不登校の保護者から相談がありました。

(委員)

普通は学校に相談するのですが、学校には相談しにくいのでという事ですか。

(事務局)

「どこに相談したらいいのか分からないから」とおっしゃっている保護者の方が多かったという事です。そのような相談があった場合は、事務局としましては、教育委員会の情報センターの相談の方を紹介させていただくように、こうベユースネットにはお願いしています。

(委員)

それは委員会、教育情報センターを通じて、きちんと学校の方にはちゃんと返っていますか。

(事務局)

すみません。教育情報センターから、どのように連絡等をされているのかは確認できていません。

(委員)

保護者からすると藁をもすがる思いで、いろいろな相談場所に相談されている場合もあるかもしれませんが、学校で一生懸命日々指導をおこなっている教師が、その状況を知らなければいけないと思います。そのパイプはどうなっているのでしょうか。また、事務局は、どのように考えておられますか。

(会長)

そこが非常に大きなこの支援をやって行く時に出てくる一つの壁であり、メリットですよ。本当にある意味でこの子ども・若者支援の地域協議会をやって行くということは、どうしても自分たちの世界、テリトリー(仕事の領域)以外からの連携や連絡が、必要であり重要になってくると思います。この子ども・若

者支援地域協議会がやろうとしていることは、要するに生まれてから成人まで、ずっと子ども・若者のニーズを満たしていくことです。どのような地域づくりが必要なのか、その中でどのような支援が必要なのかということを考えていくことが必要です。それを、川西市はやろうとしているのだから、とても壮大なプロジェクトですね。

(委員)

今のお話しにも関連すると思うのですが、結局総合相談窓口のチラシだけだと、対象年齢が、概ね15歳ということで、結局中学卒業後の困難な若者をターゲットにとらえてだと思えます。しかし、法律的には40歳までが対象の年齢なので、例えば小学校の保護者の中には、16歳で子どもを産んで、今23・24歳の親もいます。さらに母子家庭で、このチラシに書いてあるような、ずっとひきこもっているわけではありませんが、人と接するのが苦手な就職しても続かない方がおられます。そのような保護者が、たくさんいるのも、今の学校現場の実態です。そういうご家庭では、お子さんへのネグレクトに近い虐待もあるようです。そうなるとこの概念図で言う、「要保護児童対策協議会」にあたるケースにも重なってきます。このようなお母さんに対してどう支援していくのかは、この子ども・若者支援地域協議会でも課題と思えます。総合相談窓口は、結婚していれば除外じゃないわけですよ。そうであれば、保護者自身の相談も、総合相談窓口で受けてもらいたいと思えます。

(会長)

ある市の場合は、要保護児童の対策協議会と若者支援の協議会と一緒に会議する機会があります。そうでないと、事例が、我々の掴んでいる事例と要保護児童の方で掴んでいる事例と同じ例であるにもかかわらず、1人にいろんな人が関わりすぎて、ものすごく不快な感じですね。だから、この市では、どういふふうに関わるのかという部分と、誰の要求がどこの支援の部分に反映してあるのかということ、きちんと分析していこうということで一緒に介入しています。結婚して子どもを産んでおれば、この子ども・若者支援地域協議会の対象でないのかと言われたら決してそうではありません。子どもを産んでいても、実は引きこもっている人も、実際にたくさんおられます。子どもを産んで、子どもを育てていても、実はリストカットしている人もいます。その人たちを地域でどう支えていくのかということ、この協議会でも協議していくことに、今後なってくると思えます。

実は、内閣府で支援地域協議会をつくる際に、議論をした関係者の一人ですが、その時に、自分のとこだけが支援に関係しているからや、自分の支援のテリトリーだから、自分の職務だからではなくて、「おせっかい」をたくさん作ろう、地域の中でいろんな若者におせっかいを出せる人たちを、たくさん作るというのが1つの大きな目標ではないかと考えました。他にございませんか。

(委員)

私も地域の子どもでかなり困難なケースを持っておりますが、苦労しています。保護司としては、こういう若者の支援協議会を早く作ってもらって、相談の窓口もたくさん開設していただいたら、共に連携して話が出来ると思えます。このような協議会が無いと、結局どこに行ったら良いか悩みます。困難な子どもたちは、基本的な生活習慣が全然出来てないことが多いですね。支援地域協議会で、いろいろ共有しながら前向きに話し合えば、少しでも困難な若者がよくなるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。それでは、たくさん意見をいただきまして、そろそろ時間に近づいてまいりましたので、このあたりで子ども・若者支援地域協議会は設置していく、設置して欲しいということで共通理解できたとさせていただきます。

是非とも、支援地域協議会を強固なものにしていって、中身をしっかりとしたものにしていって欲しいというご意見をいただいたということによろしいでしょうか。それでは、報告事項に移らせていただきたいと思います。

3. 報告事項

報告事項(1) 平成26年度「青少年ふれあいデー」について

(事務局)

報告の前に、別件の報告になりますが、先程色々とお話しさせていただいた若者支援、子ども・若者政策課が今まで行ってきた相談窓口であったり、居場所の考えであったりを、広報2月号に特集を組んでもらいました。そちらの方に色々載せておりますので、是非またご覧いただきたいと思います。その中には窓口のことであったり、定時制高校の先生のインタビューであったり、親の会のことであったりとか、川西で行っている若者支援のことが書いてありますので、是非2月号の広報紙をお目通しの方よろしくお願い致します。

引き続きまして、報告に入らせていただきます。毎年行っていますが、青少年ふれあいデーの認知度調査というのをしております。別紙資料2のようなアンケート用紙を用いまして、小学校2校、中学校1校、高校1校の方に依頼しまして、アンケートの方を配付集計の方をしました。集計結果が別紙資料2の1のようになりました。時間の関係上書面での確認とさせていただきますが、「あなたはふれあいデーについてご存じですか」というDの質問ですが、31%の方しか知らなかったということで、昨年度よりも若干減ってしまったということで、啓発の方が足らなかったと、反省しております。

続きまして、別紙資料3に移ります。青少年ふれあいデーの活動内容について説明させていただきます。まず、「街頭啓発活動」の方から説明させていただきます。本年度は強調月間で11月8日土曜日に実施しました。200部程度のチラシと啓発グッズの配布をしまして、市民の方に啓発をしましてまいりました。また、毎年行っているコンクールの方も実施しまして、去年までは料理と写真と川柳の3つを行いましたが、料理コンクールは、あまり応募が無かったという反省点もあり、本年度は、写真と川柳にしぼり実施しました。川柳においては、市内の中学生からたくさん応募があり、8,000通を超える応募となりました。市内の中学校には、たくさんの参加、ご協力をいただき本当にありがとうございました。

最後に「青少年の表彰」を説明させていただきます。青少年表彰に関しましては、今日お越しの澁野委員と小林委員と丸山委員にお世話になりまして、11月19日に審査会を行いました。そこで審査をしまして、本年度は4団体の表彰を行いました。表彰に関しては、先日の土曜日に行いましたPTCA青少年フォーラムでご紹介と表彰式の方をさせていただきます。関係の委員の方につきましてはご協力賜りましてありがとうございました。

(会長)

この点に関してなにかご質問ございませんか。入賞作品の「ありのまま 自分でいられる 心地よさ」というのは良いですね。本当にこう在りたいですね。そしたら、皆さんの諸団体の方からご連絡であ

ったり、あるいは今日お話しいただいた方が良くのこととかございましたらご連絡どうぞ。特にご連絡無い
ですか。

今日市民委員として参加して下さった若者がいらっしゃいますが、若者のことをこんなに議論されてい
たわけですね。聞いていて、いかがでしたか。

(委員)

そうですね、私自身中学はあまり学校に行けなかったことと、弟も不登校だったので、その時も、どこ
かでこのような議論をされていたのかもしれないなと思いました。しかし、今も様々なことに悩んでいる
若者が市内にたくさんいると思いますので、こういった協議会の中で地域の皆さんと共に考えていただき
支えていただければ、それだけで救いになるのではないかなという気持ちです。

(会長)

若者問題の主体は若者です。若者がどう解決していくか、若者がどういう要求を伝えていくか、若者問
題の主体は若者なので、若者も共に考えてほしいです。ありがとうございました。本当に市民委員として
若者が参加しているというのは良いですね。それでは他にございませんでしょうか。では少し時間より早
いですが、これで終了させていただきます。あとは事務局をお願いします。

(事務局)

本日は長時間にわたりまして、非常に熱心にご審議いただきましてありがとうございました。本日頂戴
しましたご意見や事例などにつきましては、ネットワークの形成、今後の青少年施策の推進にあたり、是
非反映させていただきたいと考えておりますので、今後ともご協力の程どうぞよろしくお願い致します。
それではこれもちまして、本日の第2回川西市青少年問題協議会を閉会させていただきます。皆さまど
うもありがとうございました。